北陸銀行　NEWS RELEASE

2019年3月18日

各　　位

株式会社　北陸銀行

信託業務の取扱開始について
～資産承継ニーズにお応えします～

株式会社北陸銀行（頭取　庵　栄伸）は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条にもとづく信託業務の兼営の認可を取得しましたので、お知らせします。

高齢化社会が進行する中、お客さまの資産承継ニーズは年々高まっており、当行では、日々の業務の中で相続に関するご相談を承り、対策等をご提案しております。特に、最近では、認知症対策への関心の高まりも加わり、相談件数はさらに増加する傾向にあります。

当行では、これまで信託代理店20部店を中心として信託銀行3行や信託会社に取り次ぐことで、信託サービスを提供してまいりました。遺言信託・遺産整理の取次実績は、2015年度までは年間数件程度で推移しておりましたが、その後、年々増加しており、今後はさらに増加する見通しです。

このような状況を踏まえ、今後は、コンサルティング営業部に設置した信託チームの専門人員が中心となり、銀行本体として信託サービスを提供いたします。これにより、お客さまの資産管理・承継ニーズにワンストップでお応えすることで、将来にわたり安心してお取引いただける金融機関を目指してまいります。

記

１．取扱業務（別添「イメージ図」ご参照）

業務	内容
遺言代用信託	お客さまから信託された大切なご資金を、相続発生時に、あらかじめ指定されたご家族に、簡便な手続きでお支払いする金銭信託の商品です。
遺言信託	遺言書作成のご相談から、遺言書の保管、遺言書の内容を実現するための相続手続きの実施まで、総合的にサポートさせていただきます。お客さまのご意向に沿った、円満かつ円滑な相続をお手伝いします。
遺産整理	相続人の皆さまからの委任を受けて、相続人や財産の確定、財産の名義変更等の相続手続きのアドバイスや代行をさせていただくサービスです。お手続きに不慣れな方・ご多忙な方にも安心してご利用いただけます。

２．取扱店舗

全営業店

３．取扱開始予定日

２０１９年４月１日（月）

以　上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
北陸銀行　コンサルティング営業部　第1グループ
（信託チーム）　TEL 076-423-7111（代）

〈取扱業務のイメージ図〉

1．遺言代用信託

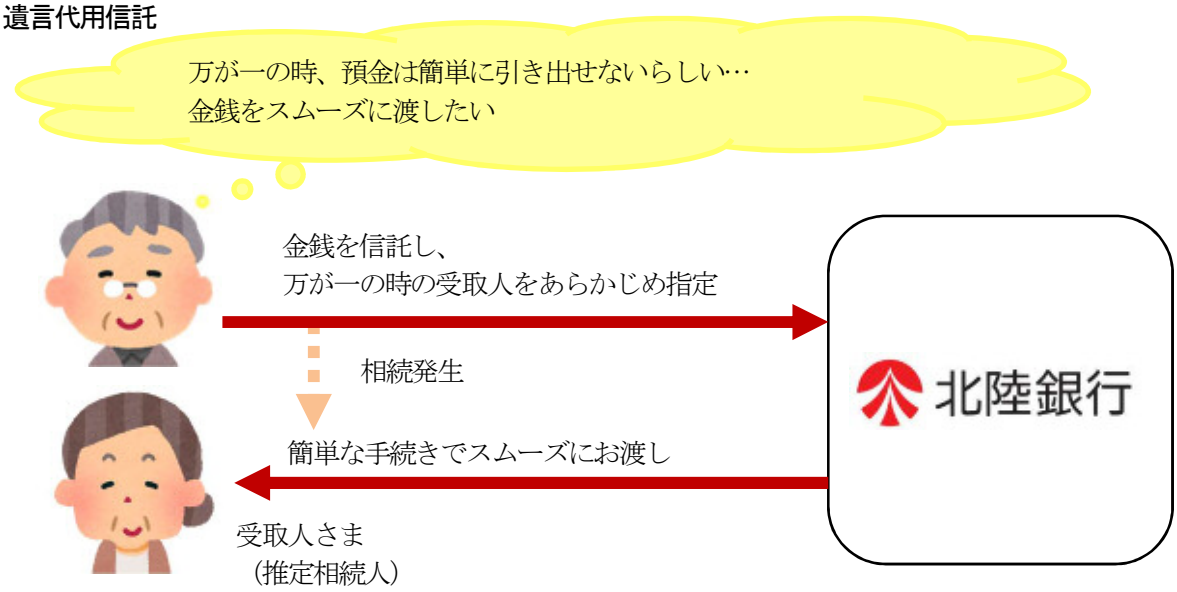

2．遺言信託

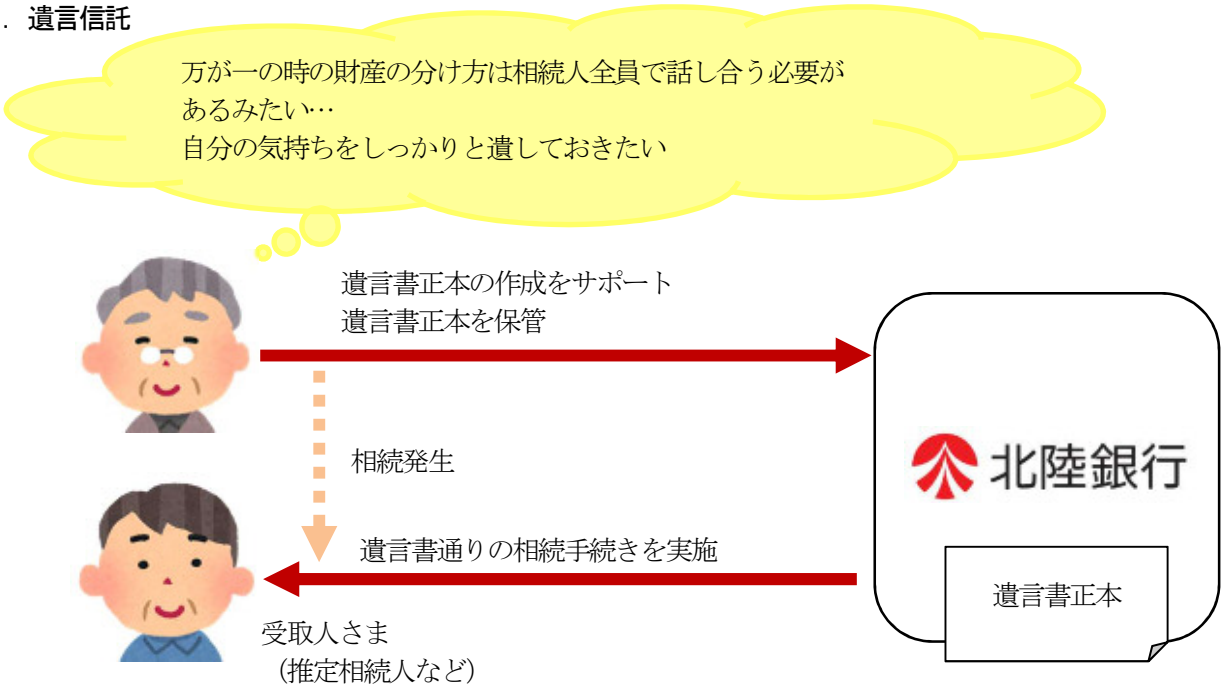
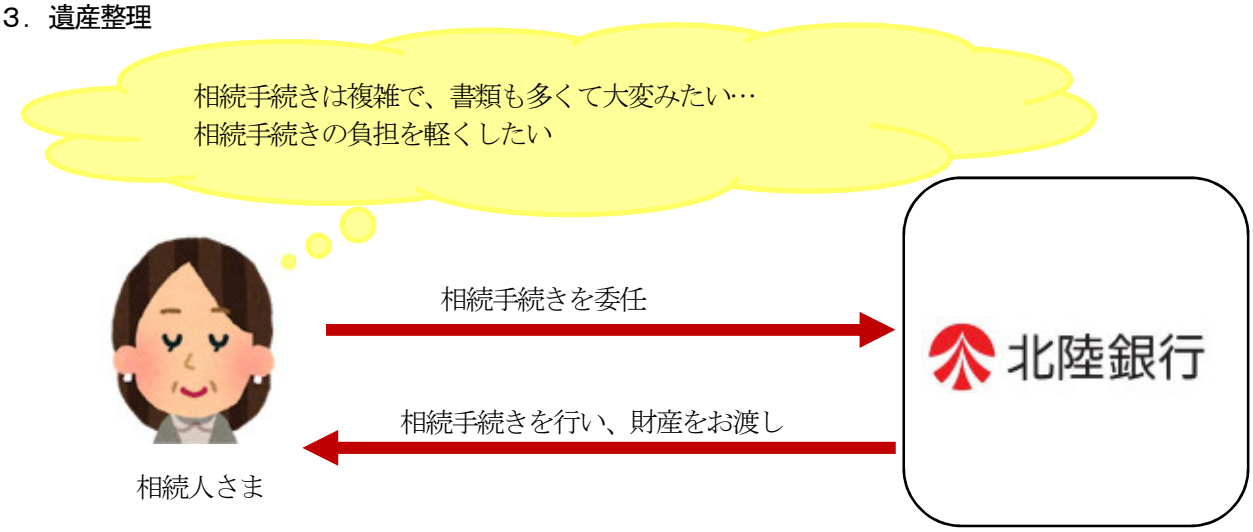
3．遺産整理